

大和市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和2年3月26日策定

令和5年3月28日改正

大和市農業委員会

1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な責務として、明確に位置付けられ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に積極的に取り組んでいく必要がある。

大和市は神奈川県のおお中央に位置し、交通の便に恵まれた都市近郊地域であり、平地での野菜等を中心とした畑作と東側を流れる境川沿いでは稲作が行われ、それら地域の特性等に配慮し、農地等の利用の最適化を進めることができるように、法第7条第1項に基づく大和市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を定めるものとする。

この指針は「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定)で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」を図るとされたことから、それに合わせて令和5年度を目標とし、3年ごとに検証・見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

なお今回、令和4年の法の改正により、担い手への農地利用の集積等を図るためには「地域計画」(農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案(令和4年法律第56号)による改正後の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。)第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。)に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整を行うこと、及び目標の達成状況に対する評価方法等を定めることを求められたため、指針を改正するものである。

2 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合 (B/A)
当初 (平成31年3月)	202ha	0.53ha	0.26%
現状 (令和5年3月)	190ha	0.27ha	0.14%
目標 (令和6年3月)	192ha	0.24ha	0.13%

※ 管内農地面積は、「担い手の農地利用集積状況調査」からの集計値とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 農地法(昭和27年法律第229号。以下「農地法」という。)第30条第1項の規定による利用状況調査を農地パトロールと位置づけ、遊休農地の早期発見に努めるとともに、農地の有効利用対策に取り組み、遊休農地の発生防止と解消対策の一層の強化を図る。

イ 農地法第32条第1項の規定による利用意向調査を実施し、必要に応じて農地所有者の意向を把握するとともに、市及び農地中間管理機構等の関係機関と連携し、利用権の設定や農地中間管理事業により、遊休農地の解消を図れるよう支援する。

ウ なお、従来からの農地パトロールの中で行っていた農地の見守りについては、遊休農地の早期発見のため日常的に実施する。

エ 大和市において「地域計画」が定められたときは、見直すものとする。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

ア 遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

イ 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとす。

3 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地の利用集積目標

	管内農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
当初 (平成31年3月)	202ha	39.9ha	19.8%
現状 (令和5年3月)	190ha	37.7ha	19.8%
目標 (令和6年3月)	192ha	41.9ha	21.8%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約に向けた具体的な推進方法

ア 市及び農地中間管理機構との連携を強化するとともに、さがみ農業協同組合や農業関係団体と協力し、高齢農業者の農地や貸付けを希望する農地の情報、農地の出し手や受け手の情報について共有を図り、利用権設定や農地中間管理事業の活用などにより、担い手への農地利用の集積・集約を推進する。

イ 農業委員会として、「地域計画」の作成と見直しに取り組む。

ウ 広報誌等により、農地の貸借制度や農地中間管理事業の積極的な周知に努める。

エ 大和市において「地域計画」が定められたときは、見直すものとする。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

ア 担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

イ 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとす。

4 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入経営体数 新規参入経営体取得面積
当初 (平成31年3月)	3経営体 (0.7ha)
現状 (令和5年3月)	8経営体 (2.8ha)
目標 (令和6年3月)	8経営体 (1.9ha)

※ 現状については、平成28年度からの新規参入経営体数(取得面積)とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 市と連携して、農業の魅力発信や支援制度の周知に努め、新規参入の促進を図る。

イ 市やさがみ農業協同組合、かながわ農業アカデミー、農地中間管理機構等の関係機関・団体と連携し、管内農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者(法人を含む)を把握し、様々な相談に応じるとともに、農地のあっせんに努めるなど積極的な支援を行う。

ウ 農業委員は、参入希望者(法人を含む)を把握し、地域での受入れについて調整するとともに、参入後の定着を図るため、継続的な支援に努める。

エ 大和市において「地域計画」が定められたときは、見直すものとする。

(3) 新規参入の促進の評価方法

ア 新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者の数により評価する。

イ 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりにする。

5 「地域計画」の目標を達成するための役割

(1) 大和市において今後作成される「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、大和市農業委員会は必要な役割を担う。